

住宅借入金等特別控除

第一表 ②4

控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成11年1月から平成18年12月までの間に居住した場合で、一定の要件を満たすときの控除

- ※ 住宅借入金等特別控除を受けていた方が、給与等の支払いをする者からの転勤命令等により平成15年4月1日以後に転居し、その後再びその家屋に居住した場合で、一定の要件を満たすときは、控除の再適用を受けられます。
- ※ 平成18年分の合計所得金額が3,000万円を超えた場合は適用できないなどの制限があります。
- ※ 詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第二表 居住開始年月日を「特例適用条文等」欄に記入します。

第一表 計算欄Bの金額を③0欄に転記します。なお、下記のような場合には、「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(→p.5)で計算した金額を③0欄に転記します。

- ・平成18年中に家屋を新築等し居住の用に供した方などで、はじめてこの控除を受ける年分
- ・住宅借入金等の年末残高の合計額が、家屋の新築等の対価の額を超える場合
- ・新築等した家屋が共有となっている場合など

計算欄

住宅借入金等の 年末残高の合計額	(合計)	円	A
居住の用に供した日	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		B
平成11年1月1日から 平成12年12月31日まで	$A \times 0.0075$ (最高37万5千円)	00 円	B
平成13年1月1日から 平成17年12月31日まで	$A \times 0.01$ (最高40万又は50万円※)	00 円	

- ※ 平成17年中に居住の用に供した場合、最高40万円です。
平成13年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合、最高50万円です。

阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合は次によります。

Aが1,000万円以下のとき	$A \times 0.02$	00 円	B
Aが1,000万円を超え 2,000万円以下のとき	$A \times 0.01 + 10$ 万円	00 円	
Aが2,000万円を超えるとき	$A \times 0.005 + 20$ 万円 (最高35万円)	00 円	

政党等寄付金特別控除

第一表 ②5

控除の概要

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

- ※ 政治献金について寄付金控除(→p.21)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や政治献金の額等により異なりますので「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(→p.5)により確認してください。詳しくは、「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第一表 「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(→p.5)で計算した金額を、②5欄に転記します。

住宅耐震改修特別控除

第一表 ②6

控除の概要

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、耐震改修をした場合の控除

- ※ 詳しくは、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」(→p.5)を参照してください。

申告書の書き方

第一表 「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」で計算した金額を、②6欄に転記します。

差引所得税額

第一表 ②7

②欄の金額から、②3欄、②4欄、②5欄、②6欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を、②7欄に記入します。

災害減免額

第一表 ⑳

減免の概要

平成18年分の所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が災害により住宅や家財について損害を受け、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分を除く)が、住宅や家財の価額の2分の1以上である場合に受けられる税金の減免

- ※ 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。
- ※ 損害について雑損控除(→p.19)を受けた場合には、重ねてこの減免を受けることはできません。なお、いずれの適用を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や損害金額等により異なります。

軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

申告書の書き方

- 第一表 ⑳欄の「災害減免額」の文字を○で囲み、所得税の軽減を転記します。
- ※ 外国税額控除もある方は、合計額を記入します。

外国税額控除

第一表 ㉑

控除の概要

平成18年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

申告書の書き方

- 第一表 ㉑欄の「外国税額控除」の文字を○で囲み、「外国税額控除に関する明細書」(→p.5)で計算した金額を転記します。
- ※ 災害減免額もある方は、合計額を記入します。

再差引所得税額

第一表 ㉒

㉑欄の金額から、㉒欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を、㉒欄に記入します。

- ※ 外国税額控除を受ける方で、外国所得税の納付が国外所得の発生した年の翌年となる場合は、書き方が異なることがあります。詳しくは、税務署におたずねください。

定率減税額

第一表 ㉓

概要

㉒欄の金額の10%相当額と12万5千円のいずれか少ない方の金額が減税

計算欄

再差引所得税額	(第一表㉒欄の金額)	円	A
$A \times 0.1$	(赤字のときは0円)	円	B
㉒と12万5千円のいずれか少ない方の金額		円	C

申告書の書き方

- 第一表 計算欄Cの金額を㉓欄に転記します。
- ※ 年末調整を受けた給与所得のある方も、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に記載されている「年調定率控除額」ではなく、計算欄Cの金額を転記します。

源泉徴収税額

第一表 ㉔

概要

給与などの支払者において、あらかじめ差し引かれた所得税額

- ※ 源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した所得に係る源泉徴収税額の控除はできません。

申告書の書き方

- 第一表 源泉徴収税額の合計額を㉔欄に記入します。

- 第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

- ※ 同じ種類の所得が数多くあるため「所得の内訳書」を添付する方は、所得の種類ごとに源泉徴収税額の合計額を記入します。
- ※ 退職所得や株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る源泉徴収税額も記入します。

申告納税額

第一表 ㉕㉖

㉒欄の金額から、㉓欄、㉔欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を㉕欄に記入
- 差し引いた金額が赤字の場合…そのままの金額を㉖欄に記入

step.5 ▶ その他、▶ 延納の届出、▶ 還付される税金の受取場所

各欄を次により記入します。

配偶者の合計所得金額

第一表 ③④

配偶者特別控除(→p.18)を適用する場合に、配偶者の平成18年分の合計所得金額(→p.22)を、③④欄に記入します。

雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額

第一表 ③⑤

「源泉徴収税額」(①欄の金額)に記載した税額のうち、雑所得、一時所得の金額に対する源泉徴収税額の合計額を③⑤欄に記入します。

未納付の源泉徴収税額

第一表 ③⑥

「源泉徴収税額」(①欄の金額)が赤字となる場合で、給与等の支払者において未払いの収入金額があり、その収入金額に対する源泉徴収額について支払者において未納付のものがあるとき、その未納付の源泉徴収税額を③⑥欄に記入します。

※ 未納付の源泉徴収税額については、納付後、「源泉徴収税額の納付届出書」を提出して、還付を受けてください。

延納の届出

第一表 ③⑦③⑧

概要

第3期分の税金を延納(→p.4)する場合に記入します。

※ 「第3期分の税金」とは、確定申告により納付することとなる税金をいいます。

計算欄

第3期分の納める税金	(第一表②欄の金額)	00 円	A
延納届出額 A × 0.5 以下	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	B
申告期限までに 納付する金額	A - B	00 円	C

申告書の書き方

第一表 計算欄Cの金額を③⑦欄に、計算欄Bの金額を③⑧欄に転記します。

還付される税金の受取場所

第一表 「還付される税金の受取場所」欄

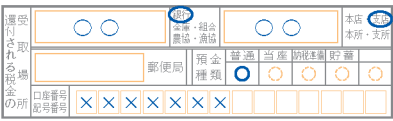
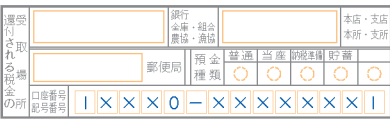
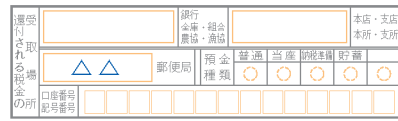
還付申告の方は、第一表の「還付される税金の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。

※ 還付金の受け取りには口座振込が便利です。ぜひご利用ください。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみのお座をご利用ください。以下の場合には振込みできないことがあります。

- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- 預貯金口座の名義が、旧姓のみである場合

※ インターネット上にのみ存在する銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みはできません。インターネット上にのみ存在する銀行への振込みの可否については、取引している銀行にお問い合わせください。

<p>第一表</p> <p>● 銀行等の口座に振込み希望</p>  <p>〈預金種類〉 該当する預貯金種類に○印を付けます。(総合口座の場合は普通に○印を付ける)</p> <p>〈口座番号 記号番号欄〉 <u>口座番号のみ</u>を、左詰めで記入します。</p>	<p>● 郵便貯金の口座に振込み希望</p>  <p>〈口座番号 記号番号欄〉 郵便貯金総合通帳「<u>ぱるる</u>」の<u>記号番号</u>を、左詰めで記入します。</p>	<p>● 郵便局窓口での受け取り希望</p>  <p>受け取りに行かれる<u>郵便局名</u>のみを記入します。</p>
--	--	---

step.6 ▶住民税に関する事項(申告書第二表)を記入する

所得税の確定申告書を提出した方は、確定申告書の2枚目が住民税用等になっていますので、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税と住民税とでは取扱いが異なるため、「住民税に関する事項」欄に該当事項を記入します。

住民税の税額は、所得税の申告書に記載された所得の金額その他の事項をもとに、市区町村が税額を計算して、それぞれ納税者に通知することになっています。なお、所得税の確定申告書の提出義務のない方については、原則として住民税の申告書を提出する必要があります。詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択

給与所得以外の所得に対する住民税の徴収方法について、希望する方法を選択し、チェックします。

※ 給与所得に対する住民税については、「給与から差引き(特別徴収)」されます。

配当に関する住民税の特例

概要

住民税は、所得税において確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当等(→p.23)についても、他の所得と総合して課税されます。

申告書の書き方

計算欄Cの金額を「配当に関する住民税の特例」欄に転記します。

第二表

○ 住民税に関する事項

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)
	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)

どちらかにチェックを入れる

計算欄

配当所得の金額	(第一表⑤欄の金額)	円	A
確定申告しないことを選択した非上場株式の少額配当等		円	B
配当に関する住民税の特例	A + B	円	C

非居住者の特例

平成18年中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されていません。当該国内源泉所得のうち所得税で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

配当割額控除額

平成18年中に道府県民税配当割額(3%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額について、①所得税で確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税で確定申告をして、配当控除や源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても、配当控除や特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税で確定申告をした場合は、道府県民税配当割額を記入します。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額は、特定配当等に係る配当所得は含めません。

※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している人の氏名と住所を記入します。



申告書を提出する前に、これらの書類が揃っているか確認しましょう。

4. 申告書に添付・提示する書類

申告書を提出するときに、以下の書類を添付するかまたは提示しなければなりません。

項目等	添付又は提示すべき書類等とその区分	添付又は提示	
「収入金額」で、 右の項目を 記入した方	給 与 ア	給与所得の源泉徴収票(原本)	第二表の 裏面に貼る
	雑・公的年金等 イ	公的年金等の源泉徴収票(原本)	
退職所得以外の所得の合計額が、 2,000万円を超える方	財産及び債務の明細書	申告書と一緒に 提出する	
「所得から差し 引かれる金額」 で、右の項目 を記入した方	社会保険料控除 ⑥	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等(※1)	第二表の 裏面に貼る または 提出の際に 提示する
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦	支払った掛金額の証明書(※1)	
	生命保険料控除 ⑧	支払額などの証明書(※1)	
	損害保険料控除 ⑨	支払額などの証明書(※1)	
	勤労学生控除 ⑪	学校や法人から交付を受けた証明書(※1)	
	雑損控除 ⑰	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	
	医療費控除 ⑱	医師などの領収書等(※2) 医療費の明細書(※3)	
寄付金控除 ⑲	寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領証 ○ 特定の公益法人や学校法人への寄付の場合、その法人などが的確であることなどの証明書又は認定書の写し ○ 一定の特定公益信託の信託財産とするための支出の場合、その信託が適格であることなどの証明書又は認定書の写し ○ 政治献金の場合、選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」(※4)		
「税金の計算」 で、右の項目 を記入した方	住宅借入金等特別控除 ㉔	「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照 「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」	申告書と一緒に 提出する
	政党等寄付金特別控除 ㉕	選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」(※4)	第二表の 裏面に貼る
	住宅耐震改修特別控除 ㉖	「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」 地方公共団体の長が発行する「住宅耐震改修証明書」 住民票の写し	申告書と一緒に 提出する
	外国税額控除 ㉘	「外国税額控除に関する明細書」 外国所得税を課税されたことを証明する書類	

※1 給与所得者が、年末調整で控除を受けている場合は不要です。

なお、生命保険料控除に係る証明で「一般の保険料」については、1契約9,000円以下の場合には不要です。

※2 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書等」に該当しません。

※3 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。

後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。

※4 確定申告書を提出するときまでに「寄付金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類を添付せずに確定申告し、後日、この書類が交付されましたら速やかに税務署に提出してください。

◆このほか、p.5に記載している確定申告書付表や税額計算書などを使用した方は、計算書なども申告書と一緒に提出してください。

5. 振替納税の新規(変更)申込み

消費税及び地方消費税、申告所得税の振替納税を新規に利用される方、又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、下の「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

1. 振替納税は全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及び郵便局でご利用になれます。
2. 銀行等の場合には普通預金、当座預金、納税準備預金等が、また、郵便局の場合には通常貯金がご利用になれます。
3. 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。
4. 提出の際には申告書に貼らないでください。
5. 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要となります。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

〈提出先の税務署名を書いてください。〉

税務署長あて

氏名

印

私が納付する

- ・申告所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
- ・消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))

について、

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関宛に送付してください。

※税務署
整理欄

(整理
番号)

(金融機
関番号)

(振替
区分)

(入力
日付)

(送付
日付)

預貯金口座振替依頼書

〈この依頼書の提出年月日を書きます。〉

金融機関名

平成 年 月 日

銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
漁協・農協
日本郵政公社

本店・支店
本所・支所
出張所 御中

あなたの住所 (〒 -) 電話 ()

(申告納税地)

氏名 (フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行等	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備
	口座番号			
郵便局	記号番号 (新総合通帳)	1		0

金融機関 使用欄

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- ・申告所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
- ・消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)又は郵便局に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 (必ず確認してください)

- 1 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振り出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店(組合)又は郵便局が相当の事由により必要と認められた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)又は郵便局の責によるものを除き、貴店(組合)又は郵便局には迷惑をかけません。

提出日以降で、口座振替の利用を開始する日付を書きます。

郵便貯金の場合には日本郵政公社を○で囲みます。

あなたの住所等を預貯金口座の名義を書きます。

銀行等の場合は、預金口座の種類を○で囲みます。

郵便局の場合は、記号及び番号をそれぞれ書きます。

氏名を押書します。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違えば申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、横す。印影が不鮮明な場合は、横す。印影が不鮮明な場合は、横す。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

このページは切り離してご利用ください。

